

第2回 松江市文書館(仮称)基本計画検討委員会

議事録

1. 日時：令和6年8月7日(水)15:00～17:00

2. 場所：松江市役所第2別館2階研修室

3. 出席者

(1)委員

井上寛司委員長、小林准士副委員長、竹永三男委員、清原和之委員、

井上加奈子委員、本多千景委員

(2)事務局

(総務部)小村総務部長、総務課 高宮総務係長、

(文化スポーツ部)桑原文化スポーツ部長、松江城・史料調査課 飯塚課長、

小山史料調査係長、面坪学芸員、水野文化財主任主事、

村角歴史史料専門調査員、高橋歴史史料専門調査員

4. 内容

【意見交換】公文書庫について

【議事】基本計画第1章から第3章の内容について

(1)第1章「基本計画策定の趣旨と経緯」について

(2)第2章「松江市文書館(仮称)の基本理念と実施事業」について

(3)第3章「松江市公文書管理体制と文書館」について

5. 会議経過

(開会)

事務局 (文化スポーツ部長・類原)	(開会の挨拶) 本年3月に行った第1回検討委員会では、これまでの松江市の取組をご報告させていただいた上で、基本計画の策定について、計画に盛り込むべき項目についてご議論いただいた。今回は第2回目ということで、いよいよ計画本文の検討に入ってまいりたい。本日は第1章から第3章において、文書館の整備と理念を確認し、役割や実施事業を定めていくとともに、現用公文書から歴史公文書へつながる一連の流れなどを規定していく。特に、公文書の管理の在り方と歴史公文書の評価・選別の考え方については重要な論点となるので、活発なご意見をいただきたい。 今年の5月に上京した際に皇居の前を走っていたところ、国立公文書館
----------------------	--

	に行き着いた。その日はちょうど天皇皇后両陛下の長女・愛子様が同館の特別展に来館されていたということもあり、国立公文書館が非常に身近なものに感じた。松江市の文書館についても様々な方に来ていただけるよう施設を目指してまいりたい。
事務局 (松史課長・飯塚)	(資料確認) これからの進行は、「松江市文書館(仮称)基本計画検討委員会設置要綱」第5条第2項の規定により、井上委員長に会議の議長を務めていただく。
井上委員長	会議次第に従い、議事を進める。なお、本日の会議内容は、非公開の案件はないと聞いている。「松江市情報公開条例」に基づき、事務局で整理のうえ、情報公開したいと思うがよろしいか。 (…異議なし…)

【意見交換】公文書庫について

井上委員長	まず、会議の前に行った公文書庫の視察についてご意見や質問をいただきたい。
小林副委員長	空調については課題がある。島根大学附属図書館でも、空調の不調でカビが大量発生したことがあった。一昨年には空調設備のある広島県立文書館でも、風通しが悪いためにカビが発生したという。24時間空調でも風が通らなければカビが生える。そのような事例を見ているので、玉湯文書庫(サン・エールたまゆ)についてはもう少し調査が必要かもしれない。福祉施設という施設の性格上、窓が多く密閉性がないため空調が効きにくい。このことが逆に電気代を上げてしまう可能性もある。建物の性格に即してど的方法が妥当なのかということについては、専門的見地から調査を進めてもらう必要がある。 現在使用しているエアコンが今後も引き続きメンテナンスなど対応ができるか、十分確認する必要がある。 防火対策も気になる。消火栓や火災報知器は備わっているが、だいぶ古そくに見えた。防火対策について、今後どのように考えているか。 東出雲支所文書と島根文書庫の搬出の話はあったが、令和6年度以降に搬出を予定している「上記以外の府外保管文書」とは、具体的にどこがあり、どのくらいの分量になるのか。おおまかな見通しがあれば伺いたい。

事務局 (松史課・小山)	<p>施設自体がもともと福祉施設であるため改善すべき点は多いが、専門業者と効果的な対策について相談しながら考えていきたい。</p> <p>防火対策についても、これまで活用されてきた施設なので消防対策は取られていると思うが、施設そのものの古さもある。これまでの所管課とも確認をしたい。</p>
事務局 (総務課・高宮)	<p>「上記以外の庁外保管文書」について。今の支所エリア管内でも旧町村時代の永年文書を保存している。一度に移管することは難しいが、東出雲支所の複合施設化に伴う撤収のように、タイミングに合わせて調査を行い、引き取っていく。各課で把握できていない文書についても調査を行い、新庁舎に設置される新たな文書庫も含め、可能な限り整理したいと考えている。</p>
事務局 (総務部長・小村)	<p>消火栓・消火器については毎年点検を行っている。火災報知器についても、作動が求められる施設であるため多少の点検は入っているだろう。</p> <p>湿気対策についてはおっしゃるとおりである。今回は玉湯文書庫のみをご覧いただいた。私も40年近く仕事をしている。市の文書庫は、他に松江市役所別館1階や40年近くなる浜佐田文書庫などがあるが、従来から歴史公文書に対する意識が高いとは言いがたく、そこに予算を投入するかという問題もある。これは、組織としての意識の持ち方の問題である。新庁舎には24時間自動換気機能があり、新庁舎が整備されると公文書をとりまく状況は劇的に改善する。それほど、今まで文書庫に対する意識が低かった。その中で、今後は玉湯文書庫に収めていくことになる。スペースも広いため、財政面も含めて話題にし、検討のテーブルに乗せなければならない。</p>
竹永委員	<p>合併前の旧町村の文書は公民館に残すのか。それとも松江市で引き受け、玉湯文書庫、または文書館に入るのか。</p> <p>歴史公文書は文書館側で管理するということだが、玉湯文書庫の鍵も文書館側で管理されるのか。例えば、閲覧申請があったときに、文書館のスタッフは総務課で鍵をもらうなどの手続きをせず、直接玉湯文書庫に行くことができるのか。細かい管理の仕方を伺いたい。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>公民館文書について。これまで松江市史編纂事業を通じて公民館の調査をさせていただいた。公民館側で保管できなくなったとされた文書については、松江市で移管を受けるという形で保管をしてきた。編纂事業の初めの頃は松江歴史館で受け入れを行っていたため、一部のものは今でも松江歴史館で保管をしている。平成29年、編纂事業も終盤に差し掛かった頃に、</p>

	<p>公民館文書は公文書的性格を持つものが多いとして、当時の総務課と相談し、総務課が管理する文書庫で松江市の公文書として保管すべき、という整理を行った。これ以降、総務課の所管として文書庫に移管することになった。本日見ていただいた部屋の中にも公民館文書があった。現在、玉湯文書庫には、秋鹿公民館文書・持田公民館文書・川津公民館文書が収められているが、これらは全て「移管」という形で入ってきたものである。今後も、移管を求められた場合には受け入れていきたい。公民館文書を収蔵する場所については、玉湯文書庫のほかに、今後文書館として整備予定である環境センターも考えている。公民館文書の中には、明治初期頃の旧役場文書も含まれており、これらの利用頻度が高いようであれば、新しい文書館に収蔵することも考えられる。全体量や、収蔵する史料の中で調整をしていきたい。</p> <p>玉湯文書庫の管理について。建物施設の所管は総務課だが、歴史公文書を収めているため文書館側でも鍵の管理をさせていただく。求めがあれば、即日は難しいが、文書館の責任で開錠して閲覧に供するという形を考えている。そのあたりはスムーズにいくようにしたい。</p>
--	---

【議事】基本計画第1章から第3章の内容について

(1) 第1章「基本計画策定の趣旨と経緯」について

事務局 (松史課・小山)	(資料説明)
清原委員	<p>説明の中で気になった点がある。文書館では、歴史公文書と地域の歴史史料を一体的に管理・保存していくという。ここでは、「一体的に保存・活用」「管理・保存・活用」「史料の保存・活用」などの文言が多用されている。第2章、第3章も同様に「保存・活用」という用語が頻出する。保存して活用する、ということは勿論重要であるが、「利用」という言葉が余り出てこないことが気になる。歴史公文書や地域の歴史史料を保存し活用することと併せて、「利用」についても明確に記しておく必要がある。その点はどのように考えているか。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>確かに「活用」という言葉を多用している。もともとの「松江市文書館(仮称)整備構想」のときから、歴史公文書や地域の歴史史料の活用に視点を置いてきたところがある。これまで行ってこなかった歴史公文書や歴史史料をそのまま閲覧提供するという視点が薄かったと、ご意見をいただいて感じた。</p>

	市史編纂事業以来、現在松江城・史料調査課として行っている事業は、あくまで活用がメインとなっている。調査して分かったことを刊行物やホームページ等を通じて発表したり、史料集を作成する。これは活用の部分になる。まずは収蔵している史料をきちんと閲覧提供できるということが基本となるため、そのあたりは文言を修正しつつ、「利用」という視点を計画に盛り込んでいきたい。
井上委員長	利用の視点が欠けている、という大変大事なご指摘をいただいた。史料を活用すると同時に、史料をどう利用していくか、また利用しやすい体制をどのように作っていくのかということが大前提である。
小林副委員長	ほかの上位計画との関係の中で、「松江市 S D G s 未来都市計画」を挙げられ、ゴール 4（質の高い教育をみんなに）、ゴール 11（住み続けられるまちづくりを）、ゴール 13（気候変動に具体的な対策を）と関連付けをされているが、「アーカイブズ」という観点から言えば、ゴール 16「平和と公正をすべての人へ」が重要ではないか。ターゲットに 16-10 「国内の法律や国政的な取り決めにしたがって、だれでも情報を手に入れられるようにし、基本的な自由がおかされず、守られるようとする。」とある。以前から、これが文書館の基本機能に近いと感じていた。これが抜けているのは違和感がある。
竹永委員	小林副委員長の意見に同意する。また、清原委員の指摘と併せると、「管理」「保存」「利用」「活用」のそれぞれの主語を、文章の中で明確にする必要がある。説明されているのは、文書館の設置主体である松江市が行政の主体として、市民の委託を受けて責任をもってやる、ということ。計画全体でも強調されているように、松江市民が利用し、かつ市域外の人にも広く公開して利用してもらう必要がある。なぜ市民は公文書館を利用するのか、歴史公文書を利用するのか、というと、それは、平和と公正を役所に任せればいいのではなく、歴史公文書を中心とした文書に基づいて、民主主義の基盤を自分たち自身で作っていく、そのためには、文書にアクセスするのである。全体的に、「市民が」「住民が」という主語を明確にすると明快になるだろう。
井上委員長	大事な論点である。全体に関わるので修正していただきたい。
事務局 (松史課・小山)	次回の委員会までに修正し、お示しさせていただく。

(2) 第2章「松江市文書館(仮称)の基本理念と実施事業」について

事務局 (松史課・小山)	(資料説明)
清原委員	<p>「史料」という言葉について。基本的にここでは、「歴史」の「史」を使用されている。地域の歴史史料であれば「史」でもよいと思う。しかし、例えば、7頁の「文書館では基本的に歴史公文書と地域の歴史史料を同等に扱い、調査に基づくこれら史料の収集(評価・選別)・整理・保存を行います。」のように、歴史公文書と地域の歴史史料の両方を指す場合には、「資源」の「資」を用いたほうが良いのではないか。どのような意味で「史」を使っているのかご説明いただきたい。</p> <p>また、「資」という字も1カ所あるが、これは誤りか。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>「史」に統一したつもりであった。「資」とあるのは誤り。</p> <p>様々な考え方があるが、松江市史編纂事業以降、史料編纂課や史料編纂室などをはじめ、文字史料・文献史料を示す言葉として「歴史」の「史」を長く使ってきた。一方で、松江歴史館などの博物館では「収蔵資料」という言葉を使っている。民俗資料などの様々なものを包括的に称する場合に「資源」の「資」を使って「収蔵資料」などと表現している。それらと整理をする中で、特に文字史料に特化したものという意味合いで、「歴史」の「史」を使わせていただいた。使う場合は、基本計画の中で定義付けをしておく必要があるが、そもそもそのような考え方で良いのかということもある。</p>
清原委員	<p>文字史料に対して「史」を用い、文字史料以外の多様な資料を含める場合には「資」を使うという理由は確かに理解はできる。公文書の場合を考えると、20~30年前であれば、保存期間満了後の非現用文書は「歴史公文書」であり、「歴史史料」と同等という認識があった。しかし、近年は、保存期間満了前の出来るだけ早い時期や、文書の作成時から評価を行うなど、現用段階から「歴史的に重要な公文書」という価値を与える、といったことがなされている。そのような中で、歴史公文書を「史料」と表現してよいのかというと疑問である。そのあたりの整理は必要。</p>
井上委員長	鳥取県立公文書館ではどのようにしているか。
井上加奈子委員	おっしゃるとおり、「歴史」の「史」を使うことには違和感を覚える。「史料」というと古いものを指す場合に使うが、公文書も含まれるのであれば、

	「資」を使うというのが鳥取県の現状である。
竹永委員	収集されるものの中には、行政資料などもある。文字史料ではあるが、「歴史」の「史」を付けて「史料」とは言わず、「資」を使う。これらも文書館の中では重要な収集資料である。国立国会図書館のサイトに「歴史史料とは何か」というページがあり、ここでは金石文・写真・動画なども含めて「歴史史料」としているのでどうなのだろうとは思うが、今回の基本計画の書き方には違和感をもった。
井上委員長	統計資料やデジタル資料もある。「史料」という言葉で、Web上のものまで扱いきれるかという問題もある。検討が必要である。
竹永委員	玉湯文書庫には、VHSのビデオテープも収蔵されていた。
清原委員	文章の書きぶりの問題でもあるが、主語を明確にすることと関連して、基本的に基本計画の中では「松江市が」「文書館が」ということは書かれるが、「市民が」という視点は実は書かれていない。 「(1)松江市での文書館の役割」では、「市民への説明責任を果たしていく『場』としての文書館が必要」や「現在はもとより、将来の市民に対しても市がその説明責任を果たしていくための役割を担う施設です。」など、「説明責任」という言葉が2回出てくる。説明責任を果たしていく主体は確かに市である。しかし一方で、市民への説明責任を果たしていく「場」であるとともに、市民が主体的に関わっていくような場である、ということも強調できないか。
井上委員長	文書館とは、市民の側からすると、市民の知る権利を保障する場である。地域の歩みを検証したり、「地域の独自性や自律性を学び、新たな自治の形を作り上げる」ために文書館側が史(資)料や情報を提供するというだけではなく、史(資)料の公開と利用が適正に保証され、更により一層それが促進されていくように、市民も文書館の運営に主体的に関わりながら文書館をより良いものに育てていくような、相互関係を持たせる書きぶりとした方がよい。文書館の理念とは何か。文書館が果たしていく何らかの役割に対して、市民がどのように関わるのかという事も示していくとよい。 先ほどの論点と重なる。市側がどう提供するか。同時に、市民がどう関わっていくか。改めて全体をとおして検討していただきたい。
事務局	「市民が」という視点が必要である。検討させていただく。

(松史課・小山)	
本多委員	<p>清原委員のご指摘に共感した。第1章において「松江市SDGs未来都市計画」との関わりの中で、「質の高い教育をみんなに」を取り上げられたが、すごく良いと感じた。教育とは、市から市民に教育するというだけではない。市民自身が地域の歴史や営みを知り、それを伝えていくことや、より深く知っていこうとすることは地域への愛着の醸成にも関わってくる。(史(資)料が)公開され利用できるという環境を市民自らが生かしていく、というような表現があるとよいのではないか。</p>
小林副委員長	<p>7頁のあたりは、特に重要な部分である。各委員からのご指摘を反映されるように追記・修正したほうがよい。</p> <p>特に、「(2)松江市文書館(仮称)の基本目標」に(ア)(イ)(ウ)とあるが、「市民による情報アクセスの保証」という部分も、目標の中に入れた方がよいのではないか。</p> <p>(3)「エ)歴史公文書・地域の歴史史料を保存する類似施設との連携」(9頁)について。松江市近隣の施設との連携は含まれているが、文書館という観点から言えば、もう少し全国的な連携を考えてよい。狭い範囲によらず、国立公文書館や鳥取県立公文書館など、連携範囲が広がってもよいのではないか。</p> <p>(3)「オ)デジタルアーカイブ」について。文化財に即して書かれているが、「松江市総合計画」には、「公文書がインターネット上で検索・閲覧できる。」や「インターネットによりいつでも市役所に意見を発信できる。」など、様々な情報に市民がアクセスできるということが明記されている。この部分ともう少し関連付けてもよいのではないか。全体的に松江市として閉じたシステムの作りという印象を受けた。デジタルアーカイブの場合は、その特性から、ジャパンサーチなどの松江市を越えたところとの連携も可能なので、追及したほうがよい。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>デジタルアーカイブについては、これまで松江市の施設の中だけで閉じられていたような情報を、まずは包括的に集約することを考えていた。デジタルアーカイブの良いところはそれをさらに超えて、日本や世界まで広がるところにあると思うので、ジャパンサーチとの連携も含め、どこまで盛り込めるか検討したい。</p>
井上委員長	島根県の場合は、公文書センターがあるが、文書館を持つ自治体は多くは

	<p>ない。多くの場合は図書館がその機能を担っている。そうした市町村の図書館との連携も含めて検討する必要あるのではないか。</p> <p>竹永委員</p> <p>学校教育の一環で文書館に行くなどもそうだが、(文書館とは)未来の市民を育てる場であり、未来の市民が育つ場である。文書館を利用することによって私たちが自治の主体であることを意識し、また、そのように自ら努力していく。そのような場として市民が主体的に文書館を利用することで、文書館の役割が果たされるのだ、ということを打ち出し、知ってもらう必要がある。お作りしたのではなく、税金で、皆で作ったのだと思える仕組みが必要。例えば、文書館のそばの施設に来た人が帰りに立ち寄って家の歴史を見ていこうなどということが、ごく日常的に行われるのが理想的。</p> <p>第3章(2)の(ア)に「本条例は、市長部局のみならず、行政委員会、企業局も含めて松江市の全ての組織における公文書管理の考え方を規定します。」(15頁)とあるが、議会はどうなるのか。例えば、都道府県だと議会図書館が独自にあり、そこで文書管理を行っている。松江市議会の文書はどのように管理されており、松江市文書館とはどのように関わっていくのか。第2章(3)「イ)歴史公文書と地域の歴史史料に基づく調査研究・歴史編纂」(8頁)には「松江市政史の解明も研究対象と」する旨が明記されている。これは議会の活動が中心となる。文書館において、現在の松江市議会の文書をきちんと管理する役割・権限を持ち、連絡を取る必要があるだろう。</p> <p>関連して、市長は全国市長会に出席している。松江市の活動を確認しその歴史を紐解いていく場合、市長会をはじめとする各種全国団体における松江市の活動を跡付けるような歴史史料も視野にいれて収集する必要がある。</p>
--	---

(3) 第3章「松江市公文書管理体制と文書館」について

事務局 (松史課・小山)	(資料説明)
井上加奈子委員	<p>現用文書があつての非現用文書(歴史公文書)となる。業務を行う中で日々感じるのが、現用文書の作成段階からしっかりとしていないと、評価・選別がかなり厳しい作業となるということである。現用文書の管理はしっかりとなければならない。</p> <p>レコードマネージャーを「専門的職員」という位置づけで総務課に配置するとあるが、「専門職員」ではないため、数年での異動が想定されている。</p>

	<p>そのような状況で、総務課が各課を指導できるのかというところがある。鳥取県の現状を踏まえた発言となるが、総務課がレコードマネージャー的な立場の職員を配置したとしても、日々忙しい職員たちを指導するのは難しい面があるのではないかと感じる。</p> <p>規程として、管理者は充て職として定められているが、各所属長や文書取扱主任が自覚をしながら日々業務を行うことが大事であると感じる。管理職が、文書事務をきちんとななければならぬという意識を持ち、一言でも何らかのタイミングで言っていただけたら職員の意識も違ってくるのではないかと感じている。</p> <p>個人からの寄贈・寄託について。鳥取県では寄贈・寄託文書も公文書も同じ扱いとしている。どなたが来ても、見せられるものはお見せし、見せられないものはお見せできない、という取扱いをしている。一方で、寄贈・寄託文書に関しては別の取扱いをしている館もあると聞く。どちらが良い、悪いということはないが、同じ建物にありながら、また同じ人が管理をしていながら、こちらは良くてこちらはだめ、という場合に、その説明を行う必要が生じてくる。もし、このような分け方をするのであれば、第2章(3)「ア)歴史公文書と地域の歴史史料の収集・整理・保存」(7頁)において、「基本的に歴史公文書と地域の歴史史料を平等に・・・」と記載されていることと矛盾してくる場面もあるよう思うが、整合性をどのように考えるか。また、同章「(1)松江市での文書館の役割」(同上)においても、「市民だれもが公平公正に利用できるようにする必要があり・・・」と記述されている。この人には見せられるが、この人には見せられない、ということがあるのであれば、そのあたりも整理をする必要があるだろう。</p>
事務局 (総務部長・小村)	<p>レコードマネージャーの育成について。おっしゃるように府内全体の意識は大事である。例えば、我々が歩んできた歴史の中で、分かりやすく文書を管理するということが平成10年前後に行われた。総務課の一職員が毎日各課をまわり指示をした。それくらいしなければ徹底されないと組織の常。現在ペーパーレス化が進んでおり、これまでBOXファイルで管理していたものを、パソコン上でどのように保存していくのかということが課題となっている。この場合も、各課で意識が異なるため、総務課の職員が各課に直接行かなければ徹底されないと現実がある。</p> <p>また、最近は、紙に埋もれながら仕事をしていると、若い年代の中には民間と比較して、やり方についていけずに辞めてしまうという場合もある。ペーパーレスは自治体間で差があるが、職員の働く意欲に関わっていく。大切な文書は紙保存だが、同時にデジタル化・ペーパーレス化も進めていかなければ</p>

	<p>ればならない。松江市でも、電子決裁管理がはじまっており、現在 96 パーセント程度の決裁率である。紙との併用もなくしていく方向で取組を行っている。松江市の実態としてご報告させていただいた。</p>
事務局 (松史課・小山)	<p>条例整備にも関連して、歴史史料の取扱いについては、今回基本計画を作成するにあたり、他館の事例を調査し、内部的にも検討をしてきた。現在我々が収蔵している史(資)料の中には、公民館文書のような公文書に類するものもあれば、家文書を一括して保存する例もある。個人情報に関わるものや、地域の歴史(資)に関わるものもあるが、その中には、今のタイミングでは公開できないものも沢山ある。公文書として作られたものと、そうでない個人の収集史(資)料、色々な経緯を経て収集されたものなど、様々な性格の史(資)料がある。それらを一律の条例に基づいて利用できるのかというところには不安がある。いただいたご意見を踏まえると、本当に分けて考えてよいのかということはあるが、現段階では分けた方がよいと考えている。ただ、分けた後で、その説明がきちんとできるように、条例それぞれの考え方を整理していきたい。ご意見をいただいたことを参考にさせていただきたい。</p>
清原委員	<p>レコードマネージャーについて。「レコードマネージャー」という呼称を用いつつも、実態は「専門的職員」ということである。松江市の基本計画は新しい試みでもあるように思うが、レコードマネージャーとは専門職としての呼称なので、「レコードマネージャー」としてよいのかは疑問である。各課に置かれた文書管理者を統括する立場として配置するのであれば、一般的には「統括文書管理者」と呼ぶ場合がある。レコードマネージャーとは、第三者的な立場から、全庁的な組織全体の文書管理の方針や規則・手順の策定に関与し、文書管理が適正になされるようするために職員を教育・研修し、実際に文書管理が適正になされているかをチェックする監査にも関わる。「レコードマネージャー」という呼称を使うのであれば、そのような組織全般の記録管理、それ自体の仕組みを構築した上で、実際に実施していくことを保証していくような専門的な存在でなければならない。一方で、相模原市では、総務課に属しながら第三者的な立場で全庁的な公文書の管理状況を調査し改善に向けて助言を行うような職(公文書監理官)を、令和3年頃に新たに設けたと聞いた。そうしたところを参考にして、「レコードマネージャー」という呼称を用いるかどうかの検討をもう一度してもらうとよい。前回(第1回検討委員会)も話題にのぼったが、3~5年で職員の異動があるのであれば、なおさら慎重に考えた方がよい。その場合、何人配</p>

	<p>置することを想定しているのか。1人だけだと困ることもあるが、2～3人いれば、ある程度文書管理のノウハウが継承されていくと思う。</p> <p>また、現用の文書管理がきちんとなされなければ、歴史公文書が移管されないということにもなりかねない。公文書が適正に作成され、より早い段階で評価がなされ、歴史的価値を有するものは適切に文書館に移管・保存されるようにするためにには、現用文書の管理だけではなく、公文書の作成から管理・保存・処分、歴史公文書の移管、永続的な保存までを含めた、一貫した統一的な文書管理の体制を構築しなければならない。そのためには、レコードマネージャー的な存在とアーカイビストとがきちんと連携できるような仕組みが必要。きちんと移管がなされるように、現用文書の管理に文書館側も関与ができるような体制を整備していくべき。基本計画にはそのあたりを書き込んでもらいたい。</p> <p>第3章(1)「ウ)紙媒体の現用公文書庫の整理」(13頁)では、紙媒体については觸れられているが、電子文書の管理・保存については明記されていない。これからのことを考えると、電子文書の管理・保存・評価についてもきちんと触れておく必要がある。</p>
事務局 (総務部長・小村)	レコードマネージャー、電子文書について。理想形は、先生がおっしゃるような形であると思うが、実際には、総務課が頑張っているから組織全体で意識づけながらやろう、というような雰囲気すらない。「レコードマネージャー」という用語については別途議論が必要だが、併せて、職員の意識づけが必要である。例えば、4月から政策部の中に「ワークスタイル変革担当」という職を設けたが、レコードマネージャーの場合も、イメージとしては、総務部総務課の係長級の職員を「主管(レコードマネージャー)」という形で表すことになるだろう。しかし、これでは何を担当しているのか分からぬ。どのような存在なのかという周知からスタートし、4～5年のスパンで複数の職員を育成し、その職員が異動する中で、組織として徐々に意識を高めていく形になるのではないかと考えている。それが、永続的に文書管理という大きさを組織として受け継いでいくためには大切である。ひとりの職員が担うには荷が重たい。育児休暇の取得などもあるので、複数名を育てることが理想形である。
事務局 (松史課・小山)	ご意見いただいた文書館の庁内公文書管理体制に対する文書館の位置付けについては、今回の基本計画では明記できていなかった。公文書管理という部分に対して、現在の計画では文書館の存在が蚊帳の外になってしまっている。川下にあたる文書館が庁内文書管理体制に関わっていくことにつ

	いては、相模原市の例なども踏まえながら、明記できるように検討したい。
--	------------------------------------

全体を通して

竹永委員	<p>文書の収集範囲について。鳥取県が熱心に行っている GHQ 文書もぜひ対象に入れていただきたい。</p> <p>第 1 章には「地域への愛着と誇り」という文面が繰り返し出てくるが、その中身が大切。言葉だけが独り歩きすると問題になる。そうではない松江市の歴史についても正面から向き合っていくことが、愛着と誇りの中身になる。誤解のないようにしていただきたい。</p> <p>文書を作成する機器の適切な長期保存も必要。市役所でも引っ越しに伴って、これまでの事務機器を処分することがあると思う。文書館で保存されるものの中には、コンニャク版・謄写版・カナタイプ・ワープロ専用機・パソコン・FAX などがあるが、余り残っていないところがある。島根大学も残していたが処分された。保存している文書が、どのような機器で作られたのかということも情報として併せて保存されると、文書館の魅力につながるとともに、文書そのものの理解も深まると思う。</p>
------	--

【今後の予定、閉会】

井上委員長	活発なご意見をいただいた。次回は第 4 章～第 7 章の議論となる。
事務局 (松史課・小山)	本日たくさんのご意見をいただいた。第 3 回検討委員会では、まず修正案をお示し、併せて第 4 章～第 7 章のご検討をいただきたい。時期は 9 月～10 月頃を予定している。基本計画全体を通じた議論を踏まえて、調整をし、委員会案として提出したいと思う。
井上委員長	そのように進めていただきたい。委員会としてはこれを以て終了とする。司会をお返しする。
事務局 (松史課長・飯塚)	井上委員長におかれでは、円滑な議事運営を行っていただき心より感謝申し上げる。最後に総務部長の小村よりご挨拶させていただく。
事務局 (総務部長・小村)	(閉会の挨拶) 我々はこのようなメンバーで参画しているが、庁内全体の職員も本計画

の策定をきっかけに意識を高めていくことが必要である。こういうご意見をいただいたということを、この場に留めず、責任をもって庁内に周知していくことが大切と感じる。今後ともよろしくお願ひ申し上げる。

6. 所管課など

松江市総務部総務課 電話 0852-55-5112

松江市文化スポーツ部松江城・史料調査課 電話 0852-55-5388